

原告 株式会社自由社

被告 国 他3名

## 第十一準備書面

令和6年4月4日

東京地方裁判所 民事第31部 甲合議A係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 高池 勝彦

弁護士 荒木田 修

弁護士 尾崎 幸廣

第一 原告は、被告国の、令和6年1月22日付準備書面（8）について以下のとおり認否反論する。以下、「被告国」を単に「被告」という。

### 1 はじめに

各項目に入る前に、一点だけ、検定制度の実態について誤解を与えかねない被告の発言について反論しておきたい。被告は白表紙本で検定調査審議の公正、公平性は担保されているかのように述べているが、それは虚構である。

被告は、被告準備書面（7）において、「第2 本件申請図書を検定過程に関する原告の主張に理由がないこと」中、「2 （略）調査審議については、

その公正性を担保すべく、教科書調査官及び検定審議会の委員には、当該年度の検定が全て完了し、検定審議会の答申に基づく文部科学大臣お検定結果が一般に公開されるまでの間、白表紙本しか提供されず、各寛表資本の申請者に関する情報に触れない工夫がされている」（同準備書面4頁）として、公正性が担保されているかのようなことを主張しているが、これは明らかな擬制である。発行社名等を印字しない白表紙になっているから出版社を知り得ない制度になっている、というのは全くの建前に過ぎない。

当該教科書の前の版を知る者は、その教科書独自の特色である全体デザイン、ロゴマーク、刷色、印字フォント、前版踏襲史料、同本文記述等から、容易に特定することが可能である。特に教科書を専門とする教科書調査官においておや、である。本当に不明な場合があるとすれば、新規参入に2社あった時だけであろう。まして、教科書検定で絶えずマークされてきた原告の発行する教科書については即座にわかるのが当然である。

以上のことから、建前に過ぎない「白表紙本を使用するシステムは発行会社を秘匿して公正、公平な検定作業を行っている」というしらじらしい嘘を前提にした被告の主張は全くの虚構であり、実態にそぐわないものであることを指摘しておきたい。

以下、被告準備書面の番号に従って反論することにする。

## 2 エルサレム

この項目の争点を総括する。

原告は一貫して、同一の写真でも何に着目させるかは教科書執筆者が設定した文脈によって異なるのであり、それはキャプションで表現されるものであると主張した。そして、【「京都」というキャプションをつけた写真にたとえ世界遺産の寺院が写っていたとしても世界遺産マークをつける必要はない】（原告第九準備書面）という具体例を提示した。全く同じことが、「エルサレ

ム」の写真について当てはまる。

これに対し、被告が付けた検定意見は、「サンピエトロ大聖堂」に世界遺産マークがあることとの関係で【表記が不統一である】というものだが、もともと二つの写真は左右一対のものとして掲載したわけではなく、「エルサレム」というキャプションは、エルサレムという地域に着目していることを示すものであり、そこに写っている個々の建造物に着目させることを意図したのではないと反論した。この議論はこれで完結しており、被告はこれに対し何ら有効な反論をなし得なかった。

さらに、被告は、＜項目 1＞の「長屋の一角」の写真については、同一とみなし得る被写体と構図からなる二つの写真について、キャプションの違いを指摘して、他社の写真に自由社と同様の検定意見を付けなかったことを正当化した。これは、キャプションを無視して被写体のみに（誤って）着目した検定意見の方針と正反対の対応であり、完全なダブルスタンダードであることを原告は指摘した。これについても、被告は一切の反論をすることができな  
きず、もはや被告は原告の主張を認めざるを得なかったものと認識する。

なお、教育出版が提出した、必要のない訂正申請について、原告が【訂正を内々に示唆】（原告第九準備書面）したという推測を述べたことについて、被告は【根拠なき推測にすぎない】としたが、被告準備書面（8）によれば、＜項目 6＞「オリンピックの参加国数」において、日本文教出版に検定方針の変更を「情報提供」したとしていることは、原告の推測に一定の根拠を与えるものと言わなければならない。

その他教育出版の訂正申請について被告が述べていること自体は否定しないが、上記の争点とは何の関係もないものである。

以上のことから、被告の議論は破綻しており、検定意見を付ける必要のないところに検定意見をつけたことは違法である。

### 3 軍縮の時代

被告は、被告準備書面（８）において、「本件申請図書に検定意見を付したのは、被告国準備書面（６）（８ページ）で述べたとおり、「危機感を抱く」の記述との関係を踏まえると、補助艦比率を対米英 7 割とすべき旨の日本側の主張が実現しなかったことを理解することができるような文章上の工夫が必要であるところ、本件申請図書にはそのような工夫が何ら認められなかったために、「10：10：7」の記述が不正確なものと評価されたからである」という従来の主張を繰り返す。

しかし、かりにこの主張を認めたとしても、被告の言う【文章上の工夫】とは、【「約 7 割」「ほぼ 7」のように厳密な 7 割を満たないことが認識できる形で記述する】（被告準備書面（６））ということである。現に、原告が「一発不合格」処分を受けた翌年に再検定申請をした際に、教科書調査官から示唆されて「ほぼ」を書き加えて検定に合格したが、これによっても被告が指摘する問題は何ら解消されていない。

なぜ「約」や「ほぼ」を付けても問題が解消しないかという点、「約 7 割」という表現では、厳密に 7 割ではなく、それより少ない場合も多い場合も含むことになるからである。「ほぼ 7 割」にも同じことが言えるのであって、「ほぼ 7 割」という表現は 7 割を満たない場合だけではなく、7 割を超える場合も含まれるのである。

原告はこのことをすでに指摘してきたが、被告は令和 2 年度の検定はこの論点とは関係がない、などと言うのみで内容的な反論を何らなし得ていない。被告の主張は矛盾に満ちており、到底維持しがたいものである。

よって、本件検定は違法である。

### 6 オリンピック参加国数

この項目については、多くの論点が絡み合い、全体の構図がわかりにくくなっているので、以下に、焦点となる二つの論点に絞りこんで問題の所在を明確にしたい。

第一は、原告が提出した書証とその信頼性に関する論点である。

被告の主張の要点は、結局のところ、当該申請図書に検定意見が付された理由は、「令和元年度検定時において「93 カ国」の記述についての信頼性のある根拠が見つからなかったから」ということに帰着する。

しかしながら、原告は第九準備書面において「93 カ国」の根拠となる二件の書証（甲 38 号証の 1 および 2）を提出している。これについて被告は準備書面（8）で反論を展開しているとはいえ、当該書証の信頼性については何ら否定していない。つまりこの時点において当該書証が「信頼性のある根拠」であることは認められたことになる。

では、被告がそこで展開した反論はいかなるものであったかという点、その両資料（書証）に記載されている「93 カ国」の表記は、いずれも「国に加えて地域を含んだ数字である」ことから原告の主張の根拠にはならない、というものであった。

これはもはや論理ではなく、屁理屈の領域に属する言い分である。資料の表記は「93 カ国」であり、それ以上でもそれ以下でもない。そこに「93 の国と地域」を意味するものが仮に含まれていたとしても、あるいは仮に含まれていなかったとしても、表記はあくまで「93 カ国」でしかない。だから、被告の主張に従えば、その資料を根拠に記述された当該申請図書の「93 カ国」は当然ながら検定意見が付される理由は全くないものとなるのである。また、逆に、被告のこの理屈が通るとするならば、当該申請図書の「93 カ国」の記述について、原告もまた「国に加えて地域を含んでいる」という主張を同様に展開することができ、従って被告が検定意見をつける根拠とした理屈は崩壊す

ることになるのである。

第二は、「検定手続きの瑕疵」をめぐる論点である。

被告は準備書面（8）で「以上の通り、文科省において根拠資料を把握していたことから、原告に対し、特段根拠資料の提出を求めなかった」と言う。これは奇妙な話である。一方で被告は、被告準備書面（2）では、「「93カ国」という表現については信頼性のある根拠が確認されなかった」と述べているからである。一体どちらが正しいのか。被告準備書面（8）のとおり、これを検定当時把握していたとしたら被告準備書面（2）は虚偽の言明となる。逆に、被告準備書面（2）の言明が正しいのなら、この被告準備書面（8）の言明は後付けであり、虚偽の主張となる。

そもそも、平成26年度には全く検定意見を付けなかった「93カ国」の記述について、令和元年度検定で被告は検定意見を付けた。このことについて、被告は「信頼できる資料の有無」を基準に検定意見を付けることに検定方針を変更したと言い、「「93カ国」という表現については信頼性のある根拠が確認されなかった」（被告準備書面（2））というのであれば、当然原告に対し、被告のいう条件を満たす資料の提出を求めるべきであった。その上で、原告が被告の求める資料を提出できなかった場合に限り、初めて「93カ国」に検定意見をつけることは正当化できる。そして、もし、被告が原告に通常の手続通り資料の提出を求めていたならば、原告は資料を提出し、それによって検定意見を付ける根拠は消失したはずなのである。被告が犯した上記の「検定手続きの瑕疵」は、絶対に正当化できるものではなく、被告が展開しているストーリーが全体として辻褃合わせのフィクションであることを暗示するものであり、令和元年度検定が自由社の排除を目的になされたことを裏付けるものである。

なお、被告が展開しているストーリーの破綻について、ひとつだけ言及し

ておくべき事がある。原告は、日本文教出版が合格後の令和2年度時点で、教科書会社の立場からは何ら行う必要のない訂正申請を行った件について、原告第七準備書面等で、文科省の検定方針の変更を教科書会社が知るはずもないことであり、同社主導で訂正申請が行われたことは極めて不可解である、と疑義を呈しておいた。

これについて、被告準備書面(8)でついに「同社の訂正は、検定審査後に誤記等を確認した場合に文科省が行う情報提供の一環として、令和2年度時点における方針に基づき、「国」のみを明示した記述は生徒が誤解するおそれのある表現である旨、同社に対して情報提供を行ったことを受けて、検定規則14条1項に基づきなされたものである。」として、内面的な行政指導の事実を認めるに至った。これは文科大臣による事実上の訂正勧告である。被告がここにいたるまでこの事実を隠してきたことは明白であり、やはり日本文教出版は、文科省のアリバイ工作に協力させられていたのである。およそ教科書会社が必要もない訂正申請を自ら行うはずがない。これは、他の項目でも、教科書会社の不自然な訂正申請について、文科省のアリバイ工作を推認させるに足る事実である。

以上のとおり、被告は正当な検定手続きをおこなっていれば検定意見を付ける必要のなかった事柄について、その手続を怠って検定意見を付けたもので、違法な検定である。

#### 24 日英同盟

被告は、検定は学説の争いを判断する場所ではないと主張しながら、国準備書面(6)において、原告の提出した書証について、「当該資料の記述は、原告が主張するとおり、当該著者の認識にすぎず、当該資料を根拠とする原告の主張に理由はない。」と述べた。

原告は、さらに信頼すべき証拠を提出する。日英同盟が「破棄」された当時、我が国において、日英同盟は「破棄」されたと客観的に認識されていたのである（甲第46号証）。甲46は、昭和17年に発行された『宣戦大詔謹解』（朝日新聞社刊）であり、著者は日本大学文学部教授の高須芳次郎博士などである。同書は資料としての信頼性は非常に高い。この中で、アメリカの意向に沿う形でイギリスが「日英同盟を破棄」したとする記述が複数ある。これは当時、日本側とすれば同盟を「破棄された」と認識していたまぎれもない証左である。

細かい言葉尻を捉え、無理矢理に付された本検定意見は明らかに不当であり、違法検定である。

## 27 大宰府と太宰府

原告は第九準備書面において、「教育はステップのある文化」であるから、「例え不正確でも、敢えて大きな区別を教えることが学習者に見通しを与える」のであり、原告の表記は少しも間違っていないことを主張した。

これについて被告は一切反論をしていない。従って原告のこの主張を認めたとものとする。

次に、被告は日本文教出版の「奈良・平安時代を通して」は、直後の「外国との窓口になりました」の部分に掛かるものであり、「奈良・平安時代を通して「大宰府」の表記が続いたと「誤解する恐れはない」と断定するが、それは読みの過程に対する誤った判断である。もう一度、日本文教出版の関連箇所を引用する。

大宰府政庁（復元模型 福岡県 九州歴史資料館提供） 現在の福岡県太宰府市  
におかれていました。奈良・平安時代を通して、外国との窓口になりました。



このパートは大宰府政庁の写真のキャプションであり、「大宰府政庁」とゴチックで見出しがつけられた上で、2つの文が続いている。当然ながら、2文とも、この見出しに当たる「大宰府政庁」を説明する文である。図示すると次のようにあらわすことができる。

大宰府政庁→①現在の福岡県太宰府市におかれていました。

→②奈良・平安時代を通して外国との窓口になりました。

①と②の文には主語が欠けているが、いずれも「大宰府政庁」の説明なので、「大宰府政庁」を主語とする次の2つの文に置き換えることができる。

①' 大宰府政庁は、現在の福岡県太宰府市におかれていました。

②' 大宰府政庁は、奈良・平安時代を通して外国との窓口になりました。

②' により、読者は「奈良・平安時代を通して」、「大宰府政庁」だったと読むのは当然であり、それ以外の読みはありえない。従って、被告の主張に従えば、日本文教出版に検定意見をつけないことは明らかな誤りであり、この検定はダブルスタンダードである。従って、この検定は違法である。

## 28 太政官

原告は第九準備書面において2つの主張を行った。そのうちの第一の主張、すなわち「検定意見の妥当性」について、原告は「日本史大事典」の“だいじょうかん”の項目に、「名称も組織も、形骸化しながらも明治維新まで存続し、維新後の太政官（だいじょうかん）に引き継がれた。」という記述があることなどを根拠に、“だいじょうかん”から“だいじょうかん”へという明確な傾向

があることを主張した。

これに対し被告は一切の反論をしていないので、被告はこの論点については原告の主張を認めたものと認識する。

第二の主張は、「ダブルスタンダード問題」である。被告は、「明治政府の行政機構を「だじょうかん」と読むという明確なルールが定まっていたという歴史的な事実はない」にも関わらず断定的なルールを記述していた」という被告国準備書面（２）の主張を繰り返しているが、この主張は失当である。

被告はルールという言葉で「明確なルール」「断定的なルール」などと修飾語付きで使い、「太政官」の読みについて規定した政府の文書が存在するような最も強い意味に限定して「ルール」という言葉を使おうとしている。しかし、これは当たらない。「太政官」の読みについて一定の傾向は存在するのであり、それをルールと呼ぶことは差し支えない。ゆるい意味での傾向まで否定して、それを記述してはいけないという態度は教育的にも誤りである。

もし、被告の言うように、「一般的な読み方のルールが存在」しないのだとしたら、明治時代以降について複数ある読み方から特定のものだけをルビとして教科書に表記することも許されないはずである。ところが、他の６社とも明治以降は「だじょうかん」の読み方のみをルビとして与えている。そして被告は、そのことを今回の被告準備書面では、「それぞれの時代において、より広く用いられたと考えられる「太政官」の読み仮名をそれぞれ付したものである」として擁護している。しかし、今引用した「それぞれの時代において、より広く用いられたと考えられる「太政官」の読み仮名をそれぞれ付したものである」という記述はまさしく「ルール」なのである。このような傾向を（ゆるい意味で）ルールとよぶことには何の問題もない。

文科省が擁護する六社の教科書は、いずれも、上記の「それぞれの時代云々」という「ルール」に従って読み方のルビをつけているのである。つまり、自由

社も他の6社も同一の「ルール」に従って教科書を作成しているのであり、自由社はそれを明示し、6社は同じルールに従っているが明示しない、という違いがあるだけなのである。そこで、ルールを明示するのと、しないでおくのとで、どちらが教育的か、たとえば、明らかに明示した方が学習者には有益であり、より教育的な扱いであるといえる。

以上の通り、文科省の検定意見は不当であり、従って検定は違法である。

#### 49 インドネシア独立記念日表記

前回の準備書面で原告は、被告が提出した書証の解釈について被告が記述している文面から、逆に原告の主張が裏付けられると述べた。この主張に変化はないが、独立宣言文の起草の様子を述べた文献を一点、書証として付け加えて、補強しておきたい。

インドネシア独立宣言文の起草には日本側も同席して準備が進められた。同席者の一人で通訳を務めた西嶋重忠は『証言 インドネシア独立革命 ある日本人革命家の半生』（新人物往来社、1975年）のなかで、独立宣言文起草の事情を詳細に証言している。それによれば、スカルノ、ハッタらとは別の、血気にはやる青年グループの中に、日本人が同席したもとの独立宣言文を作成することを潔しとしないグループがあり、彼らが別室で待機する中で宣言文作成の作業が進められた。だから、言葉の選択に細心の注意を払わねばならなかった。「前田邸の二階から持ち込まれた用箋にスカルノみずからが書いた」宣言文は、こうした緊張した環境の中で作成されたものである。西嶋は独立宣言文の日付について、次のように証言している。

「あとで気がついたことだが、日付は「17-8-05」となっている。つまり二〇〇五年八月十五日ということだが、二〇〇五年は日本紀元なのだ。私をふくめて、だれもがそれに気がつかずにいたことは、逆に会議の空気を示す

ものかもしれない」(甲第47号証)。

つまり、独立宣言文の内容については侃々諤々の議論があったが、宣言文の日付については、スカルノが書いた日付について何の議論もされずに原案が通ったことになる。そこで、そのこと自体が「会議の空気」を示すものかもしれないと西嶋氏は言っている。それはどういう空気かという、他にイスラム暦や西暦などを使う選択肢もあるにもかかわらず、皇紀を用いることは当然のこととスカルノらは見做していたことである。あとで、独立するインドネシアの紀年法が日本の皇紀でよいのか、と他の選択肢を意識したのは日本人の側であり、インドネシア人の側は、原理主義的な青年グループの突き上げが予想される中でも、日本の皇紀の採用については問題にならないという判断がスカルノにはあったと考えられる。スカルノはいわば当然のこととして、皇紀に基づく数字を宣言文に書き込んだのである。

こういう核になる事実に、その他の状況、その後の状況を加味すると、「西暦の1945年を使わず、独立の機縁となった日本に敬意を表して、独立記念日を日本の皇紀で表現したのです」という本件申請図書の記事は十分な許容範囲の表現であり、これに難クセをつけることを思いつくことの方が常軌を逸している。こうした文脈の解釈において、歴史家と教科書執筆者の間に優劣を付けるのは無意味であり、どちらの読み方が自然で説得力があるかという問題に過ぎない。近現代史のかかる史料の読み方について、歴史家に特権的な解釈権を与え、「通説」云々を問題にすることはそもそもの外れである。裁判所の賢明なる判断を仰ぎたい。

以上のような次第であるから、本来検定意見を付ける必要の無いところに検定意見を付けた被告の行為は違法である。